

仕様書

- 1 設置場所 三島市立公園楽寿園内指定箇所
別図のとおり
- 2 設置期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日までの3年間
- 3 設置台数 5台（この内災害対応の自動販売機3台）
- 4 資格要件
次に掲げる要件を全て満たす法人又は個人であること。
 - (1) 法人の場合は、三島市内及び準市内（沼津市、裾野市、長泉町、函南町、清水町）に本店、支店又は営業所を有し、個人の場合は、三島市内に居住し、業を営んでいること。
 - (2) 自動販売機の設置業務（自ら管理し、及び運営するものに限る。）について、2年以上の実績を有していること。
 - (3) 市税を滞納していないこと。
 - (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
 - (5) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ア 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の3第1項の事務に従事する本市の職員
 - イ 三島市暴力団排除条例（平成24年条例第6号）第2条第3項に規定する暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びに法人その他の団体の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいう。）が暴力団員等及び暴力団員等と密接な関係を有する者であると認められる場合
 - ウ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分を受けている、若しくは過去に受けたことがある団体及びその代表者、主宰者又はその構成員
 - エ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）
 - オ 本見積合せに係る公告の日から見積合わせの執行の日までの期間に、三島市工事請負契約等に係る入札参加停止措置要綱（平成4年三島市告示第127号）第2条第1項に規定する入札参加停止の期間中の物でないこと。
- 5 自動販売機の仕様
 - (1) 省電力、ノンフロン対応等の環境に十分配慮したものであること。
 - (2) キャッシュレス対応型自動販売機とすること。
 - (3) 新旧紙幣が使用できる機種とすること。新500円硬貨については令和8年4月までに使用できる機種とすること。
 - (4) 外装の色やデザイン等は公序良俗に反しないものとし、著しく華美なもの等でないこと。
 - (5) 災害救援ベンダー機能もしくは同等の機能（予備の鍵を預ける等の対応でも可）により災害発生時には商品が無償で提供する自動販売機とすること。

6 自動販売機の販売品

(1) 販売品目

清涼飲料水とし、酒類の販売は行わないこと。

缶、ペットボトル、紙パックのいずれかの密閉容器のものであること。

規格、商品の構成については三島市との協議により決定する。

(2) 販売価格

標準的な小売価格（定価）以下とすること。

7 自動販売機設置場所の寸法

幅 2,100mm 以内

（使用済容器回収ボックスを同一箇所に2台設置する場合は2,500mm 以内）

奥行 1,000mm 以内

高さ 2,050mm 以内

※ 設置場所寸法には、自動販売機本体（1台分）ほか、使用済容器回収ボックス・放熱余地・脚部の転倒防止用鉄板等を含める。

8 自動販売機の設置

(1) 自動販売機の設置に当たって安全性に問題がないか、据付面を十分に確認し、施設に負担のかからない方法で、転倒防止及び耐震対策をすること。

(2) 電気工事を必要とする場合は、楽寿園の承諾を得た上で工事を実施すること。

(3) 自動販売機の設置については、令和7年4月1日（火）～令和7年4月21日（月）の期間内に完了することとするが、可能な限り早めに設置を完了させること。

(4) 自動販売機の設置が完了したときは、速やかに楽寿園に報告し、確認検査を受け、施設管理上支障があると認められる場合は、指示に従い、速やかに是正すること。

(5) 自動販売機本体及び商品の搬入、搬出については楽寿園の開園前、閉園後とすること。

9 自動販売機の撤去

(1) 自動販売機を撤去する際は、原状に回復して三島市の確認を受けること。

(2) 設置期間内の中途において自動販売機を撤去したい場合は、撤去する日の3ヶ月前に三島市に連絡し協議を行うこと。

10 維持管理

(1) 商品の補充、金銭管理などの維持管理については、設置者が行うこと。また、商品の賞味期限に注意するとともに、在庫・補充管理を適切に行うこと。

(2) 販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを指定場所に設置し、設置者の責任で適切に回収及びリサイクルをして衛生的に良好な状態を保つこと。

(3) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令の遵守及び徹底を図るとともに、関係機関への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

(4) 自動販売機の苦情、故障、不具合などの問い合わせ及び事故等による損害は、設置者の責任において対応するものとし、苦情、故障等の対処は、1時間以内に訪問を原則として迅速に対応すること。また、各種機器及び器具に、設置者名及び問い合わせの連絡先を明記すること。

11 必要経費

自動販売機及び容器回収ボックスの設置並びに撤去、原状回復等に要する工事費、移転費、維持管理費等にかかる一切の費用は、設置者の負担とする。

12 許可申請及び自動販売機設置協定書の締結

設置事業者は、令和7年3月28日（金）までに、楽寿園あてに都市公園占用許可申請書（三島市都市公園条例施行規則第7条関係）を楽寿園に直接提出するとともに、自動販売機設置管理協定書を締結してください。

13 設置事業者の決定の取り消し

次のいずれかに該当する場合は、設置事業者としての決定を取り消すものとする。

- (1) 正当な理由なくして、指定する期日までに許可申請の手続を行わなかった場合
- (2) 設置事業者が公募に参加できる者の資格等に該当しなくなった場合

14 都市公園の使用及び使用料

- (1) 三島市都市公園条例を遵守し、設置期間中は年度毎に都市公園占用許可申請を行う
- (2) 三島市の定める使用料（1カ月75,000円）を指定する期限までに納付すること。なお、当該自動販売機の使用にかかる電気使用料、土地使用料はこの使用料の中に含まれるものとする。

15 自動販売機納付金について

1ヶ月あたりの各自動販売機の売上実績額に基づいて、三島市に自動販売機納付金を1ヶ月毎に納入すること。毎月月末締め、翌月末精算とする。

自動販売機納付金は次の計算式により算定する。ただし1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額とする。

$$\text{自動販売機納付金} = \text{1ヶ月あたりの売上実績合計額（消費税及び地方消費税相当額を含む）} \times \text{見積書に記載した納付金料率}$$

16 履行遅滞

設置者の都合により令和7年4月21日（月）までに指定箇所に設置できない場合は、違約金を支払わなければならない。

違約金の額は、令和7年4月21日（月）から設置完了までの遅延日数に応じ、使用料等の額に協定日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定による率を乗じて計算した額（1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）とする。

17 災害時対応

- (1) 災害発生時には自動販売機の商品を無償で市民に提供すること。
- (2) 災害対応型の機種であることを自動販売機に表示すること。

18 月別報告

売上にかかる計算書を記載した報告書を月末締めで翌月10日までに提出すること。

19 その他

- (1) 三島市が必要と認める時は、自動販売機の設置場所について、設置者に移転を求めることができる。この際に生じる、移転に係る諸費用については双方協議の上決定する。
- (2) 三島市が必要と認める時は、設置者に各種機器及び器具の点検、訪問状況等の報告を求めることができる。